

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成29年 5 月 26 日)

○ 中川雅晶委員長

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

それでは、定刻になりましたので、障害者差別解消条例等調査特別委員会の第2回を開催させていただきたいと思えます。

樋口委員は5分ほどおくれられるということで連絡をいただいていますので、報告をさせていただきます。

まず、冒頭、インターネットの中継をさせていただきますので、事務局、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日、事項書として第1点に障害者差別解消に向けた取り組みについて、そして、2点目で今後の当特別委員会の進め方についてというのを議題とさせていただきたいというふうに思っております。

この特別委員会は、議員政策研究会の障害者差別解消調査研究分科会での調査研究を経て設置をされたことから、まず分科会の取りまとめについて、調査研究報告書の内容を少し振り返りをさせていただきたいというふうに思っておりますし、委員のメンバーも分科会のメンバーが6名で新たに委員になっていただいた方が7名ということで半数以上の方が新たにこの障害者差別解消についての調査をいただくということで、少しその辺をお時間をいただいて内容の振り返りさせていただきたいというふうに思えますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうから振り返りをさせていただいて、また補足をする部分であったりとか、行政の方もしくは旧の分科会のメンバーの方々にぜひご意見をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

その後、総務部、それから健康福祉部から少しご教授をいただくということにさせていただきますので、まずよろしくお願いたします。

それでは、本日タブレットのほうへ配信をさせていただいております。特別委員会を開いていただいて特別委員会の中の障害者差別解消条例等調査特別委員会というところで5月26日というのを開いていただけますでしょうか。その中の議員政策研究会障害者差別解消調査研究分科会の調査研究報告書というのをまず開いていただけますでしょうか。開いていただけましたでしょうか。

これ、紙ベースはないですよ。タブレットで皆さん、オーケーですね。もし、紙ベースでおっしゃる方がおられれば用意していますので、お申しつけください。

それでは、まず調査研究項目であったりとか、委員のメンバーとかというのは記載のとおりですので、ページ数でいきますと、まずは3ページ、81分の5を開けていただいて、まず、障害者差別解消法についてということをやテーマにさせていただきました。

まず、障害者差別解消法の施行に至る経緯というところを検証させていただいて、それが資料としてページの24ページ、81分の26、大分先ですからちょっとあけていただいて、そこに障害者差別解消に向けた潮流というような形で資料を見ていただければわかりやすいと思うんですけども、これはまず平成18年に国連で障害者権利条約の国連での採択から始まっているところで、平成19年には日本の政府もこの障害者権利条約に署名をしております。

それに従って国内法の整備をするということで、平成23年、障害者基本法の一部を改正する法律が成立をしております。これを受けて平成25年6月にこの障害者基本法の一部を改正する法律の特に障害者差別の部分の特出しをして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立をいたしました。これが障害者差別解消法です。同時に障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律というのも同時に今成立をしているところであります。

これを受けて平成26年1月に障害者権利条約の批准を日本の政府がしているということがございます。平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたというのがこの流れであります。国連と国内法整備と、それから障害者差別解消法の端的な簡単な流れとしてはそういう経緯で、障害者差別解消法というのが施行されるに至ったというところであります。

では、障害者差別解消法というのは何を規定されているかというところなんですけれども、まず障害者基本法の一部を改正する法律の第2条の関係で、障害者の定義の見直し、それから、第3条の関係で地域社会における共生等、それから第4条の関係で差別の禁止というところが障害者差別基本法が改正をされたというところで、ここの障害者差別解消法にかかわるところであります。

この部分で障害者差別解消法というのは、3ページ、先ほどの81分の5に戻っていただければ、障害者差別解消法とはというふうに記載をしているんですが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国・地方公共団体及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための具体的な措置として、1点目として、不当な差別的取り

扱いの禁止、及び2点目として、合理的配慮の提供について定め、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としていますというのがこの法律であります。

対象となる障害者の方も、平成23年の障害者基本法を改正するまでは医学モデルの考え方、いわゆる障害者手帳とか、そういう身体的な医学的なモデルの障害者ということを対象にしていたんですけれども、この改正に伴って、また障害者差別解消法でも対象となる障害者は受ける制限は身体的な障害のみに起因するのではなく、社会のさまざまな障壁を相対とすることによって生じるものとする社会的モデルの考え方を取り入れているということで、新たに障害者手帳を持っているだけではなくて、そうではない社会的モデルも対象とした障害者という概念であるということが一つ押さえておかなきゃいけない点ということでもあります。

それから、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供については、ページの5ページ、81分の7を開けていただければ、簡単な事例として、そこに紹介をされているんですけど、不当な差別はこの見てのとおり、障害者に対して正当な理由なく障害を理由として財・サービスや各種機会の提供を拒否するまたは提供に当たって場所、時間などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、不当な差別的扱いをすることを禁止しているということでもありますし、合理的な配慮の提供については、障害者やその家族等、コミュニケーションを支援する人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことを求めているということが合理的配慮であります。

差別はわかりやすいんですけど、合理的配慮というのが、特に先ほど申し上げた障害者権利条約の中の国際的な概念で、今までなかなか国内法にはなかった概念でありますので、これが非常に、最初、わかりづらかったというのが分科会での議論の中であったというふうに記憶をしております。

これは今までの公平性というのは、同じにすることが公平性という概念、この合理的配慮というのは少し言葉は語弊があるかもしれないですけども、少し特別な扱いをすることによって、公平ですよというものの考え方が合理的配慮であると。ただし、負担が過重でない範囲で社会的障壁を取り除くということが、この法律の中にも明記をされているので、その辺の解釈というところが少し課題かなというふうには思っております。

というのが、この障害者差別解消法としては、不当な差別的な取り扱いの禁止とそれか

ら合理的配慮の提供、これが二つ、大きな柱であるということでもあります。

特に、不当な差別の取り扱いと、障害者への合理的配慮について、国及び地方公共団体と民間事業者にどのような義務規定になっているかというところなんですが、不当な差別的な扱いについては、国の行政機関ないしは地方公共団体等に対してと、それから、民間事業者に対しては禁止であるというのは当然義務づけをされておりますが、合理的配慮の提供については、国及び地方公共団体に対しては法的義務として課しておりますが、民間事業者に対しては努力義務となっております。努力義務は、障害者に対して合理的な配慮を行うよう努めなければなりませんということでもあります。

ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正をする法律も施行されております。障害者を雇用している事業主には、働くに当たって支障を改善するための措置、いわゆる合理的配慮の提供を義務づけされております。

それから、次、資料の6ページ、81分の8、ここに地方公共団体に求められる措置について記載をしておりますが、職員対応要領の策定、それから、相談・紛争の解決、啓発活動、地域における連携というところが、地方公共団体にこの法律が求めている措置であります。この詳細については、後ほど行政のほうから詳しく説明をしていただきたいというふうに思いますので、詳しくは割愛をさせていただきます。

それから、9ページ、81分の11に進んでいただけますでしょうか。特に分科会においては、現地視察及び事例研究というのを重視させていただいて、特に現場での視察をさせていただきました。

一つは、障害者雇用の現場でありますブリヂストンケミテックです。ここは、特に社会福祉の経験のある職員というか、社員を専属で配置をして、障害者の雇用の継続をするために、いろいろサポートをするという専属の社員の方がおられて、また、通常の工程の前に、プレセット工程というのをわざわざ障害者の雇用のために、一つつくられていたというところであったりとか、また、長く雇用が継続できるように、障害の形態も、精神、知的、身体、かかわらず、雇用の継続を進められているというのが大変印象的でありました。

二つ目には、ステップアップカフェC o t t i菜というところ——これは三重県の事業として行われている案件でしたけれども——サービス業というところでの非常に参考になった視察でありました。

もう一つ、明石市であります。明石市は、条例を策定して、この合理的配慮を進めていく政策条例を策定されております。

それは後ろのほうにも、資料としてつけさせていただいておりますけれども、例えば筆談ボードであったりとか、スロープであったりとか——上限額は決めておられますけれども——そういう合理的配慮が促進されるような支援策をつくられているということが非常に参考になったというのが明石市の取り組みであります。

鳥取県は、これは特に聴覚障害者へ対する手話通訳のためにタブレットを活用して、そのタブレットを通じて手話通訳をされるとか、また、電話リレーサービスといってテレビ電話などを用いて、手話通訳者が本人にかわって電話をかけるというサービスというのを——実際の合理的配慮というふうに私は感じるんですが——そういう具体例として視察をさせていただいたと。

もう一つ、事例研究として熊本市の研究をさせていただきましたが、熊本市も非常に障害者差別については、積極的に推進をされた自治体であります。障害者差別解消法の施行後に熊本地震が発生したんですけれども、その際に避難所等で、障害者差別解消法にのっとった合理的配慮がなかなか避難所とかで働かなかったとか、作用しなかったということが、非常にここに課題があるということで検証をさせていただきました。

12ページの81分の14が分科会のまとめになりますが、当分科会は平成28年8月から5回にわたって会議を開催して、さまざまな先ほどの報告のとおり視察研修等々、研究を進めさせていただいて、三つの点に集約をするに至りました。

四角の括弧書きの中ですが、一つ目として、民間事業者の積極的な合理的配慮を促すためにも必要な支援を行うこと、二つ目に、差別の未然防止を図るためにも市による障害理解に向けた啓発推進を行うこと、三つ目に、差別事例の相談・紛争を解決するための体制を整備すること、特に、障害者差別解消法の理念をより生きたものにするためには、障害者当事者の声を丁寧に聞きながら、上記の取り組みを早期に実現すること、そしてこれらの取り組みを推進するための根拠となる条例が必要であると考え、条例の制定に向けて議論すべきとの結論に至りましたというのが最終報告となっております。

私もちょっと調べさせていただいたら、障害者差別解消法のとくに、衆議院も参議院も附帯決議が付されております。両方とも大体同じような内容なんですけれども、その中で、私どものこの特別委員会に非常にかかわるところが、特に衆議院のほうを読みますと、本法が地方公共団体によるいわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ、または拘束するものではないこと周知することというふうに入っております。

この条例の上乗せとか横出しとかということなんですが、規制の程度を強化するというのは上乗せですが、規制の範囲を少し広げて――規制という言葉はあれなんですけれども――対象を少し法律に準じて追加をするということが横出し条例と言われるので、そういう、より障害者差別解消法はその理念等にのっとなって、それぞれの地域に応じて地域独自の合理的配慮の提供や差別禁止等の施策推進をするために、条例制定等を促している法律ではないかなとここからは読み取れて、そういう意味では当特別委員会も非常に意義のある特別委員会であるというふうに思っております。

また、三重県も障害者差別解消条例制定のための特別委員会を先般設置されまして、議員立法へ向けて動き出しておられます。この動向も注視しながら余りおくれることのないように。余りおくれてしまうと市議会としても余り好ましくないと思いますし、また市民に対しても、申しわけが立たないというふうに考えておりますが、適時適切に条例制定に向けて調査研究、そして、まとめていくことに注力をしていきたいというふうに考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いして、まずは分科会の振り返りというところとして報告をさせていただきます。

それでは、引き続き、総務部から報告をいただいて、その後、健康福祉部から少し補足であったりとか先ほどのところを少し現状であったりとかというのを報告いただければと思いますので、まず、冒頭、総務部長から少しご挨拶いただけますでしょうか。

○ 辻総務部長

それでは、お忙しいところ、参画させていただきまして、ありがとうございます。

この後、ご説明にまいります。人権を担当しておる部署としまして、ちょうど昨年は今ご案内いただきました障害者差別解消法、また、6月にはいわゆるヘイトスピーチ規制法、そして、12月には部落差別の解消の推進に関する法律と、重要な人権にかかわる法律が昨年制定なりされております。

この機会に、法律上も大きな動きがあったわけですが、市としても人権施策について具体的に進めるべき年度であるというふうな認識でございますが、今回、この特別委員会に参画させていただく機会も通して、大いに参考にさせていただいて、今後の対応につなげてまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、担当のほうから今の状況等をご説明申し上げたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 須藤人権・同和政策課長

総務部人権・同和政策課長の須藤でございます。

私のほうからは本市の人権施策の基本的な考え方を定めた四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例と、それから、よっかいち人権施策推進プランについて、概要のほうをご説明いたします。

タブレットのほうは03、資料1、資料2、総務部のところを開いていただきます。

資料のほうは20分の1のところは条例のほうで、20分の3から人権施策促進プランのほうが載っておりますので、ごらんください。

まず、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例ですが、平成4年12月に本市は人権尊重都市宣言を行っております。

この中で述べられている、人が人としてとうとばれる明るく住みよい社会を築くことを実現するため、実際に諸施策を推進するための条例の制定を求める請願が4地区自治会連絡協議会を初め13の団体から提出されました。

これを受けて平成9年8月1日に四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例が施行されました。

本条例は、その名のとおり部落差別を初めとするあらゆる差別をなくすことを目的としています。

第1条に明記されていますが、法のもとの平等をうたう日本国憲法だけでなく、人種差別撤廃条約など人権に関する条約の理念にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、部落差別を初め、女性差別、障害者差別、外国人差別など、あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務並びに市の施策について必要な基本事項を定めています。

また、一般的な人権擁護ではなく、差別をなくすことに主眼を置いたものになっています。

この条例に基づいて諸施策を積極的に推進することにより、全ての市民が人として尊重され、明るく住みよい人権尊重都市四日市市を実現しようとするものであります。

続きまして、この条例の制定に続き、条例に基づく諮問機関として差別を無くすことをめざす審議会を設置し、平成15年10月にこの審議会に対して本市が今後推進すべき人権行政について、市長から諮問を行っております。

これに対する答申が翌年あり、これをもとに平成17年3月に市民や企業、関係機関など

と行政がともに進める具体的な推進プランとして、よっかいち人権施策推進プランを策定しました。

この推進プランは人権施策の推進に当たっての五つの基本理念をもとにした11の体系を整備し、市民一人一人の個性を重視して人権を尊重する社会の実現に努めるものです。

そのために、さまざまな人権にかかわる問題を市民一人一人が正しく理解できるような教育や啓発ということが非常に重要なことであると捉えており、差別の現実から深く学ぶことを基本に据えた同和教育はこれまで積み上げてきた理念や成果を踏まえ、人権教育、啓発の手法、及び実績を生かし、あらゆる人権問題の解消に取り組んでおります。

また、人権尊重を基本に据えた姿勢と、個々の施策さまざまな人権の枠組みを超えた総合性のある施策を推進するために、庁内の人権施策推進体制を整備してまいりました。

現在は、市長を本部長とする人権施策推進本部と目的別の専門部会を束ねる人権施策推進委員会を設置して、これらの庁内横断組織において人権施策の推進に取り組むとともに外部評価機関として人権施策推進懇話会を設置して人権施策の進捗管理及び評価を行っております。

なお、各部局の人権施策の進捗管理につきましては、毎年度人権施策推進プラン管理表にて管理及び自己評価を行っており、懇話会において外部評価の結果については、外部評価報告書にまとめた上、各部局の同和行政推進監を通じて担当部局へ還元し、施策への反映を図っているところでございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、健康福祉部より障害者差別解消に向けた取り組みについて説明をいただきますが、その前に部長からひとつご挨拶、よろしく願いいたします。

○ 永田健康福祉部長

健康福祉部長の永田でございます。お世話になります。

今回は議員政策研究会で障害者差別解消についておまとめいただきまして、まことにありがとうございます。

この報告を受けて、この特別委員会の開催ということで、この調査特別委員会の運営が

スムーズに進みますよう、必要な資料の提供に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 田中障害福祉課長

よろしくお願ひいたします。健康福祉部障害福祉課長の田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、障害者基本法、それから、障害者差別解消法、それと私どもの四日市市障害者計画、それから、四日市市障害者施策推進協議会について、簡単にご説明をさせていただきます。

資料のほうは、タブレットの14、特別委員会の02、障害者差別解消条例等調査特別委員会のフォルダの中の02、平成29年5月26日、04、資料3、健康福祉部をごらんください。よろしいでしょうか。

では、説明をさせていただきます。

まず、障害者基本法の第11条第3項に国の障害者基本計画及び都道府県の障害者計画を基本として市町村における障害者の状況などを踏まえて市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画となる市町村障害者計画を策定しなければならないと規定をされております。

また、その市町村障害者計画の策定に当たっては、障害者基本法の第36条第4項にある審議会等の合議制の機関を設置するか、もしくは障害者基本法第11条第6項の後半部分なのですが、障害者その他の関係者の意見聴取をするというふうにうたわれております。

四日市市では、障害者基本法第36条第4項に基づく審議会等は設置をしておりませんが、障害当事者や教育、労働、福祉関係者で構成する四日市市障害者施策推進協議会を設置しております。

この四日市市障害者施策推進協議会におきまして、本市の各種障害者施策の進捗状況の確認を行うとともにさきに述べました市町村障害者計画の策定に当たって障害者施策推進協議会で意見を聴取するとともに協議を重ねてきて、第3次の四日市市障害者計画を策定

いたしました。

第3次の四日市市障害者計画の基本理念である互いに違いを認め合い自分らしく暮らせる社会を実現するための視点の一つに、差別の解消及び権利擁護の推進を掲げております。この中で障害のある方からの相談機能の強化や、成年後見制度の充実を図ってきているところでもあります。

第3次四日市市障害者計画は平成26年度から平成30年度の5年間を計画期間としております。次期計画期間が平成31年度からになりますので、第4次の四日市市障害者計画策定に向けて今年度、障害者や関係機関へのアンケート調査を実施いたします。

障害に関する計画にはもう一つ、第4期の四日市市障害福祉計画というものもあります。この障害福祉計画というものは障害者総合支援法に基づくヘルパーの派遣であったり、ショートステイの利用、生活介護の利用、就労訓練など第3次の四日市市障害者計画の中にある雇用、就労、在宅生活の支援などの必要な福祉サービスの目標値とその達成のための方策を定めた計画となっているものであります。

第4期の四日市市障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間としており、平成29年度、今年度ですが次期の第5期四日市市障害福祉計画を策定することになっております。

次に、障害者基本法と障害者差別解消法についてご説明をさせていただきます。

資料はちょっと戻っていただきたいんですが、02の議員政策研究会の調査研究報告書のほうをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。ページ数はタブレット81分の26、資料の下に記載されているページは、24ページとなります。よろしいでしょうか。

先ほど委員長からもご説明がありましたが、平成18年、2001年に国連で採択されました障害者権利条約を我が国が批准をするために、障害者に関連するさまざまな国内法の整備を進める中、平成23年に障害者基本法を改正し、第4条に障害を理由とする差別の禁止の条文を追加いたしました。

障害者基本法第4条を具体化した法律がいわゆる障害者差別解消法となっております。この法律は全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

障害者差別解消法の第10条についてなんですが、条文のほうは同じ資料のタブレットのページ数、81分の20をごらんください。資料下部に記載されているページ数は18ページと

なります。よろしいでしょうか。

第10条には、行政機関における障害を理由とする差別を解消するための措置として、地方公共団体等職員対応要領を定めるよう努めることと規定がされております。ことしの2月に四日市市の職員対応要領を定めたところであります。この四日市市の職員対応要領は同じ資料のタブレットのページ数でいいますと、81分の32から対応要領のほうを記載をさせていただきます。

職員対応要領のページ数でいいますと、81分の43のほうをごらんいただけますでしょうか。資料の下部に記載されているとページは41ページになります。よろしいでしょうか。

こちらに四日市市の職員対応要領の第5章を記載させていただいておるんですが、項目としては職員啓発及び啓発となっています。

5-1として研修体制の構築、5-2に啓発等の推進を掲げております。

まず、職員対応要領策定後のことしの3月23日に全ての所属を対象として、障害者差別解消法に係る職員がすべき対応研修を実施させていただきました。

平成29年度は、新規採用の職員研修、新任の係長級研修、新任の課長補佐級研修、新任の課長級研修、年齢別研修において、障害者差別解消法に関する研修を実施いたします。

具体的な内容を申しますと、新規採用職員研修では、障害者施設での実習体験や、人工的につくった聴覚障害の状態を疑似体験したり、聴覚障害者の方と簡単なコミュニケーションをとることなどを通じて、障害に対する理解を深めることを目的とした研修を実施いたします。

また、新任の係長、課長補佐、課長級研修、年齢別研修においては、障害者差別解消法の趣旨を理解し、市職員一人一人が障害者差別解消のリーダーであるとの自覚を持ち、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的とした研修を行う予定であります。

次に、障害者差別解消支援地域協議会について、ご説明をさせていただきます。

障害者差別解消法の第17条に差別地域支援協議会の記載があります。条文については、前後してまことに申しわけありませんが、同じ資料のタブレットページ数81分の22をごらんください。資料下部に記載されているページ数は20ページとなります。よろしいでしょうか。

第17条には、障害を理由とする差別を解消するための取り組みを、効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができると規定がされております。そして、第18条に支援地域協議会は障害者からの相談や事例を踏まえ、差別を解消するた

めの取り組みに関する協議を行うものとする」と定められております。

昨年度、四日市市の障害者施策推進協議会において本市での支援地域協議会の設置について、協議をさせていただいております。そのときの資料が同じ資料の、また少しページが飛んでしまうんですが、タブレットのページ数、81分の60をごらんください。資料下部のページは58と記載されております。よろしいでしょうか。

資料の中段に記載をさせていただいております市の地域支援協議会に期待される役割についてということで、①相談に係る事案の情報共有及び構成機関等への提言、②としまして、相談に係る事案の解決を後押しするための協議、③相談に係る事案について、都道府県の地域協議会へ情報提供を行い、または協力を求めることと、国が示す地域支援協議会の設置・運営指針を説明させていただきましたところ、障害者施策推進協議会のほうから、四日市市の支援地域協議会では、学識経験者や法律関係者、障害当事者、事業所関係者、雇用・労働関係者、福祉施設の関係者、地域の代表などで組織する10名程度の実働的な組織とするべきではないかとの意見をいただきました。

今年度、四日市市の支援地域協議会を立ち上げるべく、これらの意見を参考にしながら、現在委員の候補者選びを行っているところであります。

私の説明は以上とさせていただきます。

○ 中川雅晶委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これから委員の皆さんに、今までの報告の中の質疑であったりとか、また、今後調査を行うに当たって必要な資料等があればご請求いただきますようよろしくお願いいたします。特段ありませんか。

振り返りのところで、これだけちょっと漏れているんじゃないのかと、今あったらもし、いただければ。大丈夫ですか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、特段ないようですので、一応振り返りと現状の施策であったりとかというのはこの程度にさせていただいて、2項目めの今後の進め方についてというところを少し検

討いただければなというふうに思っております。

まず、合理的配慮の提供は法律では、障害者の皆さんから意思表示があった場合において負担が過重でない範囲で対応を図るようにと規定をされていることから障害者当事者の声を聞くことが非常に重要であります。

まずその声を聞くべく、障害者当事者や支援学校等の意見交換会を開催し、当事者の声を直接聞くということが非常に重要であるんですが、実はその分科会で、このところが1番できていないとかできなかった。時間的にもまた会議体の形態も含めてなかなかそれができていないので、まず特別委員会としてはここをやっぴり最重要にさせていただきたいなというふうに思っております。

そういった皆さんの声をしっかりと声をお伺いして、市がすべきこと、また民間事業者として何ができるのか、また市として民間事業者に対してどのような支援策が必要であるのか等を議論していきたいなと。またそれを論点整理をしていきたいなというふうに考えておりますので、おりますというか思っているんですけど、それに対するご意見はどうでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

障害者をどのように認じていくかというところだと思うんですが、手帳を持っていたら障害者なのか、グレーな方もみえますよね。そういったところというのはどこに視点を置いていくのか、ご所見を。

○ 中川雅晶委員長

障害者の対象なんですけれども、旧来の医学モデルだけではなくて、社会モデルというのも障害の対象にしているので、手帳のあるなしにかかわらず、社会的障壁と思われるものを抱えておられるもの、含めて障害者の対象としていきたいというふうに考えております。

○ 樋口龍馬委員

例えば難病指定を受けている方とか、ヘルプマークを持っている方だとか、もっと認識をもし広げるのであれば妊婦というのにも含まれるのかもしれないし、そういったところまで踏み込んでいくというような感覚でよろしいんですか。

○ 中川雅晶委員長

少し妊婦というのが対象になるかどうかというのは、ちょっと今、私の中では。それまでの話は全部対象やと思います。田中課長、妊婦さんは障害者差別解消の対象になるんですかね。

○ 田中障害福祉課長

いわゆる基本法の中ではあらゆる障壁があるものというふうなことが書いてあるので、読めないことはないのかなというふうには思っております。

○ 中川雅晶委員長

ということです。

○ 樋口龍馬委員

入れてほしいということを行っているわけじゃなくて、その辺の整理をしておいていただくと今後の議論にぶれがないのではないかなという思いで。例えば駐車場なんかだと、妊婦さんもとめていいことになっていたりしますよね。その視点をどこかで、我々が整理を先にしておいて、今後なぜ入らないんだというようなお問い合わせをいただいたときに、このような整理が既に済んでいるというような状況が出せたほうがいいのかないかなと思ひまして、発言をさせていただいたところですので、また、きょう今この場でというのではないんですが、正副の中で一度整理をかけていただいたらどうかということをご提案いたします。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。その辺も含めて一度正副のほうで整理をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

他に、何か方策について、ご意見とか、こういう団体とかというのがあればぜひご意見いただきたいなと思います。

○ 森川 慎委員

こういった団体というところで、今、委員長として考えられている団体があってこんなふうに聞いていきたいという、そういうのがあればお聞かせいただきたいですけど。

○ 中川雅晶委員長

これだということはないんですけども、まずは四日市には、四日市市障害者団体連合会というのがありますので、もちろんそこは必要なところかなと思いますし、先ほど言った支援学校というのも市内にもございますし、というところは考えております。

ただ、先ほど言ったように社会モデルというところも含まれているので、もしこういった部分とか、委員、それぞれいろんなお声を聞いておられるのであれば、そういう声も知っていただいて、また正副で折衝というか、お願いをしたりとかしていきたいなというふうに考えていきたいなと思いますので、ご意見があれば出していただければなというふうに思います。

○ 樋口龍馬委員

きょうは総務部さんと健康福祉部さんがお越しなんですけど、こども未来部というのは今後は過程に入ってこないんですかね。途切れのない支援云々という話になると、こども未来部も枠の中に。教育委員会をどうするかというのはまた別な話になるんかと思うんですが、そのあたりもまたあわせて整理をしていただきたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

樋口委員おっしゃったとおり、発達障害というのにも入っていますので、当然こども未来部も関係するところが出てくると思いますので、そのときにはまた出席のときに、こちらからお願いをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 森川 慎委員

LGBTのそういったあたりというのは、障害にこれも含まれるんですかね。例えば性同一性障害とかあるんですけど、一回ちょっと見解を伺いたいです。

○ 中川雅晶委員長

私は個人としては含まれるかなと思うんですけど、正確を期するために田中課長、よろ

しく申し上げます。

○ 田中障害福祉課長

私もそのように思っております。

○ 森川 慎委員

ぜひ——荒木さんもそうだと思いますけれども——ひとつ検討の中に含めていただきたいなど。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。そういったご意見もありますね。

それでは、一度、正副のほうで、どういう団体をお願いするかというのを一度考えさせていただいて、次回に一度提案をさせていただくような形で持っていきたいと思いますので、またそれまでにこういうところもどうだろうというのがあれば、ぜひまたご教授いただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 川村幸康委員

この条例をつくっていくということの中でいくと、法はできたんやで、どういう目的でいくのかなというのがあんまり。この議政研の活動で調査報告ができたのもよくわかるしあれやけど、今後この特別委員会でこういう条例にしてということしていくと、多分もう法が出てきておるのやで——日本国としては整備されて——そうしたら四日市なりの課題か何かをピックアップする中で、もう少し四日市なりの条例をつくるということで作るのかなと思っているんでしょう、解釈は。

そうすると、さっき樋口さんが出されたような整理という仕方はここではちょっとようせんのと違うかなと。私はどっちかというのと、やりとりを聞いていて思っていたんですよ。そのことよりも、法はできておるんやで四日市なりの課題か、四日市がおくれておるところの部分の部分をこうやってやり、条例でもう少し強く進めていくとか、例えば、極端なわかりやすい言い方をすると、四日市市が全然バリアフリーは何もやっていないと、そんなんやったらバリアフリーだけでもおくれておるでやろうとか、そういうのを目指しておるのか、もっと何か逐条していったということかというのは、少しやっぱりきちっと最初に決め

ておかんと、方向性を。特別委員会で寄ったはいいが、時間も使ったはいいが、難しい解釈論だけで終わっても私はあかんのかなと思っておるもんで、おおむね1年で決着を見ようと思うと、今お二人とも言ったようなことはすごく難しいテーマやし、見た目にわからんようなことやんか、LGBT、そういうことも含めてな。そうするとそれが本当に、そのことよりもどっちかというそっちへ入っていくとえらいで、もう少し違う方法でやっていくというやり方が私は実務的かなというか、条例づくりにはええのかなと思うもんで。そっちの方向でいったらどうかなという提案です。

余り私も、例えば社会的障壁って、時々事あるごとに四日市の障害者施策はバリアフリーにすることでやっておるとい批判をしておったこともあったんやけど、でも行政ができることってそんなことしかないのかなとか。あとはもう啓蒙、啓発というかその程度しか行政的にはできやんと、あとはそれぞれが意識を高く持って、事業者なりなんなりがそれぞれのところでやってもらわんと。障害者雇用をしてくれさと言ったところで始まん話やろうし、もう一個は条例をつくってその辺をどう高めていくか、それにはやっぱり行政的にも障害者雇用をちゃんと守っておるのかとか、それから行政が出す指定管理者やら、NPO、そういったところやわね。それから下請というんかな、指名業者とか、そういうところで、少しずつコントロールのきくところでやっていこかとか、具体的に私は整理できて頭の中で言っているわけではないけど、そっちを目指したほうがいいような気がする。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

まさしくそこやというふうに思っておりますし、例えば昨年の平成28年4月から施行されたにもかかわらず、ほとんど多分必要とされる方にどういうものが行き届いているかという、法律ができてその趣旨が行き届いているというふうにはなかなか言えないのかなと思いますし、また、法律の趣旨もそれぞれの障害者の方からの声を聞いてそれをというふうになっていますので、その声をやっぱりどういうニーズがあるのかということも含めて聞いた上で、先ほどおっしゃったとおり、合理的配慮を具体的に支援をするということをやったり盛り込んでいかなきゃいけないですし、合理的配慮があっちでもこっちでもいろんなことが出始めるような政策条例にしていかなきゃならないんかなというふうに私もそう考えていますので、今、川村委員が言われたとおりやと思いますし、それはやっぱり第一義にしなければならないと思いますし、この条例というか障害者差別解消法はもちろん

障害の障壁を取り除くということですが、障害者だけが享受できるわけではなくて、そうではない方にも広がっていくという部分も多分にあるので。ただ、条例としてはやっぱり具体的な政策をどう盛り込んでいくかということが第一義やと、それを外してしまうとぼやとしたものになってしまうので、大変重要な指摘をいただいたというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

もう一個、この法ができて1年ぐらいたって、横並びでどこかやらんかなと見ながら多分やり出してくると思うんですよ。多分最初の5年ぐらいでぐっと差がつくと思っておるで、この一、二年、四、五年にやっぱり四日市市が先に行ったと言われるようなことを少し、行政の人間もまず気づかんと行動せんし、障害者の人らにもこういうことができたよということを知らんと障害者の人も声を出せやんで、そこも少しきちっとしていくことが必要かなというふうに思うんですよ。

それは過去には私は部落差別の特別措置法ができたときに、やっぱり福岡とか大阪が先に行って四日市は5年ぐらのおくれて、おくれた結果、ゆがんで行政が行われたやつもあるもんな。

変な話、法律やもんで線を引くで、うちの地区でも一区二区ができたのと一緒に線を引くんやわな。その線を引くと隣同士でけんかが起こるのやわな。それから入りたいところと、いやいやそういったレッテルを張られたくないとって外れていく人と。わかりやすく言うておるもんでこうやけど、もっといろいろな複雑な背景はあんのやけどな。

そうすると障害者でも、こないだあったように何級やで何級で、何級やで何級やとか、さまざまなそういうところで本来はよくなっていこうとすることやのに、中同士でいがみ合うような状況がやっぱり出つつあったし、現象面として出てきたなというのは、私は同和問題のと特措法とよく似とるなと思っておったん。ずっとこの二、三年の動きはな。法ができて、行政施策が来ると必ずとっていいほど線を引くもんで、その線のエリア内とエリア外との差が大きくなるとそこで本来は仲がよかった人たちがもめていくという状況はよくある話やで。

だから、もう一遍同和問題に倣って、ちょっと担当部署も勉強して、どうあるべきかというのを行政的にもな。時間がいたずらに過ぎていくと罪をつくるというぐらいの気持ちでおらんとあかんのかなと思っておるで、そういう意味で、極端なことを言うと横並びで

出てくるの待っておるとか、よそがするやり方を見てやろうかなと思っておるんでは、またまた前と一緒にのようなことの轍を踏むでさ。

少し積極的に進めていく上での何かをして、四日市がモデル的なことになれるようなことを一遍本気になってやるということで議会も多分こういう委員会をつくってやろうとしておるわけやで、そこらは少し対応できるような行政的な事務レベルでの手続の仕方とか、この範疇内ならこれはできますよとか。そこらは私らも言うだけやけど、行政的にその事務レベルのいけるのかいけんのかってあるやん、私らが言うたことに対してでも。そこらを少し調べてやるということももう一方ではないとあかんのかなと。これがきょう来てちよっとその辺をずっと感じておったで。ここ二、三年の話でね。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。大変そのとおりと私も思いますので、ありがとうございます。

それでは、1時間ちょっと経過しましたので、ここで少しだけ休憩をとって再開したいと思いますので、再開をこの時計で45分に、よろしく願いいたします。

14 : 33 休憩

14 : 45 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続いて、会議を再開させていただきます。

先ほどの障害の当事者、それから事業者、それから、支援学校等、一度ちよっと、どういところが可能かというのも一回正副で、また、理事者等も含めて協議をさせていただいて、次回のときに一度皆さんにお諮りをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続いて、次は、参考人招致なんですけど、専門的な意見を聞くために、適任の方とかがおられればぜひ提案をいただきたいんですけど。一応正副としては、今考えているのは、内閣府は障害者差別解消法の普及に当たって、アドバイザーというのを委嘱されてい

て、アドバイザーの中から、そういったご教示いただける方がおられればなというふうには考えているんですけど、その間、何か現時点でこういう方はどうでしょうというのがあれば教えていただきたいんですが。

これも一回ちょっと検討していただいて、次回また……。

○ 川村幸康委員

三重県レベルではおらへんのか。

○ 中川雅晶委員長

三重県レベルですね。一度ちょっと三重県内でそういう方が、該当者の方がおられるかどうかというのも一度、ちょっと確認をさせていただきます。

○ 川村幸康委員

例えば、障害者の学校とかありますやんか。結構有名な人もおらへんの。

何か結構、県のしっかりした人、おるなと思って一遍を聞いておったことがあるで。あの人らやと現場のこともわかって、こういうことをしてくれたらこんなことがええんと違うかという。近場でええんと違うかなと思って。内閣府があかんとは思っていませんので。

○ 中川雅晶委員長

内閣府のアドバイザーも、別段東京にいる官僚ではなくて、それぞれ地方におられる方もおられるので、その方からもちょっとという部分もありますので。

○ 川村幸康委員

あとはもうお任せします。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。一回じゃ、県内も含めて一度検討させていただいて、次回に報告できれば一度ご提案させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一つは当事者の民間事業所も含めて当事者の話をしっかりと伺いするというのと、専門的な知見から参考人、お願いするというのと、もう一つは先進地の視

察についても行いたいなと思っているんですけど、これはもう少し、イメージとしては、先ほど言った二つを済んだ後に考えておりますので、もしこの辺がどうやろうとかというのがあれば、現時点でもしご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうかね。

まだこれも少し先で考えていますので、また次回にでもぜひ提案いただければなと思いますし、私ども正副も一度いろんなところを探っていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、きょうの予定していたところはこの程度なんですけれども、ほか、皆さんから何かございます。

○ 中村久雄委員

冒頭あった、この会の進め方で、この会が目指していくものというのは、これはまた正副で協議して——今いろんなご議論がありましたけど——そういうことは整理していただけるということでもいいのかな。

○ 中川雅晶委員長

この会が目指すのは、もう名前のおり障害者差別解消条例を制定していくというのが第一義の使命だというふうに思っています。

○ 中村久雄委員

その条例の中の範囲が広がったり、狭まったり。

○ 中川雅晶委員長

その条例にどういうことを盛り込んでいくというのをここで議論していきたいというふうに思います。その土台となるのはやっぱり障害者のそれぞれの団体とか当事者の方から、こんな角度とか、いろんな意見、どういうニーズがあるのか。それはできるできないはもちろんあると思いますが、まずはそこをしなければやっぱり法律の趣旨からいってもなかなか難しいので。とあわせて専門的な知見であったりとかという積み重ねでいきななど。

○ 中村久雄委員

冒頭に委員長がおっしゃっていたこの法律に積み上げていくもの、また横に広げるもの、これを四日市で確認していきたいという話があったんですけど、そういうところで、ここを私らは臨んでおったらいいんですか。

○ 中川雅晶委員長

余り横出しとか上乘せとかというのにこだわる必要はないと思うんですけど、それはたまたまその条例の種類の話で、附帯決議の中にそういう文言が出てきたので少し紹介させていただいた程度で目的はやっぱり政策条例で、理念条例ではなくて、実際にサービスとして届くような政策条例を仕上げていかなければいけないというふうには考えておりますので、そういうような項目をどういうふうに条文を入れ込んでいくかということが具体的な議論になっていくかと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

他に何か、ご意見とか。

○ 川村幸康委員

中村さんが言われたので、もう一遍方向性やけど、もう一個、これができたときからずっと私、頭の中にあったのが、こういう場所で言っているかどうかはあれなんやけど四日市公害というものの患者さんというのはみえますよね。そのことも含めて、範疇に私は入るのかなと思っているところが実はあって、これができたときから。

そうすると、やっぱり四日市公害の患者さん、まだみえるわけで、そこはきちっとある程度視野に入れてやっていかんと、四日市市の条例づくりにはならんのかなというところもあるんやけど、その辺、この特別委員会の条例づくりの中でどんなことができるのかなと思っておったもんで。

特に、人権も含めて侵したわけやし、四日市公害は。患者さんもみえるわけやし。だから案外これ、障害というイメージで捉えておるところがあるけど、四日市は四日市独自で大気汚染があって、そういう公害を出して訴訟にまでなっておるといふことのあるんやで、そこを一遍正副と理事者側でどう扱うべきか、どうあるべきかというのは少し今後の進める方向性の中でも、これを置いていくとあかんとは私思っておるんですよ。だからそこはきちっと、一遍視野に入れてやらんと。どうかなと思っ、これだけは。私もわからんのですよ、だからね。だから、ここの中で検討はしていかないかんやろうなという項目の一つかなとは思っています。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

私もなかなか、その辺の部分は難しい部分かなというか、なかなかすぐに回答ができるようなものではないのかなとは思っておるんですけど、ただ、障害者差別解消法を上位法として条例をつくっていくという方向性は一つあるんですけど、ただこの条例も、もちろんそうですけど、今回この特別委員会も障害者差別解消条例等調査特別委員会になっているので、この等のところ、この条例を策定、制定することによって、四日市はもともと四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例というのがあって、これは理念条例ですけど、ただ、今回私どもが着手する障害者差別解消の条例を制定することによって、ほかの人権施策も推進であったりとか、一步進むということは非常に大切なことかなというふうには考えていますので、今おっしゃった部分においても、どれだけ議論をしてちゃんと調査報告としてまとめ上げられるかというのもこの委員会の一つの使命であるかなというふうに思っていますし、また、条例の中身も四日市らしさをどこかに出さなければならないのかなと思いますし、ぜひそういうところの四日市らしさとか等に係る部分でご意見とかご教授をいただければありがたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

ほか何か、もう最後にこの思っただけとどめておかなあかんとかということがあれば。

○ 荒木美幸委員

思いというか考え方の部分なんですけれども、先ほど川村委員も四日市のバリアフリーという話もされたと思うんですが、やはり障害者差別を考えていくときに、やはり取り除くものはハードの部分と、それから心のバリアフリーと両方あると思うんですけれども、バリアフリーという言葉は、バリア、障害をフリー、なくすという意味合いがあるので。でもこれからの時代というのはもう少しそれを広げた、あらゆるというユニバーサルという視点をしっかり持つていくことが重要かなと思っていまして、ユニバーサルという視点を持てば、そこに先ほどの妊婦さんであったり、LGBTであったり、あるいは外国人であったり、あるいは障害がない方でも、けがをすれば一時的に障害を負うことにもなりますので、そういったユニバーサルの考え方、あるいはユニバーサルデザインというものをもう少し勉強してみるとか、最近LGBTについてもトイレがそういうユニバーサルのデ

ザインをすることによって、そういった方々が気兼ねなく使えるハードをつくったところがあったと思うんですけど、だから、そういうユニバーサルの視点をしっかりと持つていくことが大事じゃないかなというふうに個人的には思っております。意見としてですが。

○ 中川雅晶委員長

そういうこともぜひ調査研究をしていきたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

他にございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ないようですので、第2回はこの程度とさせていただいて、第3回以降の少し日程だけ確認をさせていただきたいと思います。

今回は、一応6月22日の午後1時半もしくは6月28日の午前10時というところなんですけど、都合が悪い方、おられますかね。

○ 中村久雄委員

28日、だめです。

○ 中川雅晶委員長

22日で都合の悪い方はおられませんか。じゃ、第3回目は6月22日の午後1時半ということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それから、これは6月ですけど、今度、7月の日程の一応、今候補としては、7月3日月曜日の午後ないしは7月5日の午前か午後かというところなんですけど、7月3日月曜日

の午後は。

○ 三木 隆副委員長

第4回ということ。

○ 中川雅晶委員長

そうです。今のは第4回です。ごめんなさい。第3回目は6月22日で決定ですので、第4回目として、7月3日の午後か7月5日の午前ないしは午後、このあたりでもう既に何か予定が入っているとかというのがあれば。

○ 樋口龍馬委員

3日だめ。

○ 中川雅晶委員長

3日だめです。

じゃ、5日で都合の悪い方、おられますか。

○ 川村幸康委員

午前が都合悪い。

○ 中川雅晶委員長

午前が都合悪い。じゃ、5日の午後でよろしいでしょうかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、第4回目は7月5日の午後1時半からとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

3日はなしです。第4回目は7月5日です。もう一度言います。第3回目は6月22日午後1時半から。それから、第4回目は7月5日水曜日の午後の1時半からさせていただきます

ますので、よろしくお願いいたします。

それから、8月も、結構日程が厳しくって、8月でこの日は絶対都合が悪いとかという日は。

まだわかりませんか。

○ 日置記平委員

委員長、これだけのメンバーやで、1人2人はしようがないと思う。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。8月もできれば1カ月に1回ないしは議会の日程が沿わないときは2回ぐらいというふうに考えていますので、またぜひよろしくお願いいたします。

じゃ、6月のときに、また8月の日程は提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。じゃ、どうもありがとうございました。

14 : 55 閉議